

優生思想の法と歴史—学際的アプローチからみえてくるもの

フランス国立東洋言語文化大学（イナルコ） 准教授
小沼イザベル

1940年の国民優生法、さらに1948年の優生保護法は、優生手術（不妊手術）と中絶を例外的に合法化した法律として知られている。1996年に優生保護法が母体保護法となった時期を境に、戦前・戦後の優生思想に関する研究が進められた。両法の相違点、ナチズム下の優生思想、さらにアメリカや北欧の制度との比較は、歴史家、科学史専門家、社会学者、そして法学者によって論じられてきたところである。

今回の発表では、優生思想そのものを紹介するのではなく、優生思想を研究対象とする上での留意点、特に法学的観点から論じる際に注意すべき点などについて考えていきたい。そもそも優生思想は、フーコーのバイオポリティックス論をもって論じられるように、ある特定の分野におさまるものではない。特に法律の観点から分析する場合も、法律の条文そのもの（刑法、憲法や民法との適合性）はもとより、その時代的・思想的背景（ダーウィニズム、マルサス主義、新マルサス主義、フェミニズム）、立法過程、政治的意義等をも汲んだ上で、なぜ戦後の社会で優生思想が強化されたのかを考えていく必要がある。1946年の日本国憲法、1948年の世界人権宣言などにより新たな人権の時代が到来したといわれる時期に、なぜ優生保護法という形で改めて優生思想が強化されたのか。

この問いは、法学の枠内におさまるものではない。法学と歴史学の壁を取払い、「なぜ憲法の人権規定にも関わらず優生思想が強化されたのか」ではなく、

「この憲法のもとでからこそ強化可能だったのではないか」という視点からアプローチする必要がある。当時の立法過程、法学者の発言、教科書の記述等を歴史学的に分析することで、人権と優生思想が同時に強化されていく法的プロセスを紹介する。